

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の翌日)

## 目次

- ◇人委規則 職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和四十四年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(7)中11を12とし、10の次に11として次のように加える。

11 保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校若しくは保健婦養成所又は助産婦学校若しくは助産婦養成所(看護婦養成所卒を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業者

別表第一の一の(2)の2中「看護婦養成所(旧甲種看護婦養成所を含む。)」を「看護婦学校又は看護婦養成所(旧甲種看護婦養成所を含む。のとし、いずれも新高卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)」に改め、同表の一の(2)の(1)の2の次に2の3として次のように加える。

2の3 診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも新高卒を入学資格とする修業年限三年以上のもの又は診療エックス線技師養成所卒を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業者

10 診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業者  
別表第一の一の(2)の10の次に10の2として次のように加える。

10の2 保健婦助産婦看護婦法による看護婦学校又は看護婦養成所の進学課程(同法第二十一条第三号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業者

別表第一の一の(2)の17の次に17の2として次のように加える。

17の2 歯科技工士養成所指定規則による指定養成所(新高卒を入学資

格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者  
別表第一の一の(四)の(2)の7中「指定養成所」の下に「(新中卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)」を加える。  
別表第三の十七を次のように改める。

別表第三の十七

医療職給料表(白)等級別資格基準表

職種	学歴免許		職務の等級	四等級	三等級	二等級	一等級
	短大卒	大学卒					
保健婦、助産婦及び看護婦							
准看護婦	○						
准看護婦養成所卒							

別表第十及び別表第十一を次のように改める。

別表第十

医療職給料表(白)初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
診療放射線技師及び診療エックス線技師	短大三卒		二四、一〇〇円
理学療法士及び作業療法士	短大三卒		二五、二〇〇円
歯科衛生士	新高四卒		二二、〇〇〇円

別表第十一

医療職給料表(白)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
保健婦及び助産婦	大学卒	二六、九〇〇円
	短大三卒	二五、六〇〇円
看護婦	短大三卒	二五、六〇〇円
	短大卒	二四、四〇〇円
准看護婦	准看護婦養成所卒	二〇、六〇〇円

その他	歯科技工士	
	短大卒	高校卒
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師	短大卒	二〇、〇〇〇円
	新高四卒	二二、〇〇〇円
その他	短大卒	二一、〇〇〇円
	新高卒	二〇、〇〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年一月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

五 医療職給料表(三)の職務の等級三等級の職

第三条第八号中「及び第四号」を削り、同条に次の一号を加える。

十一 前条第三項第四号及び第五号の職に採用された職員にあつては、

大学において当該職に必要とされる専門的知識に関する学科の正規の課程を修めた者又は人事委員会がこれと同等の専門的知識を有すると認める者

第四条第一号から第六号まで中「第十号」を「第十一号」に改める。

第五条第一項中「第十号」を「第十一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年一月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「特例条例」という。」を削り、「受けていた」を「受けた」に改める。

別表を次のように改める。

受けてその者の退職した時期	率
昭23.1.1 から 昭23.5.31 まで	11.1
昭23.6.1 から 昭23.11.30 まで	8.5
昭23.12.1 から 昭25.12.31 まで	5.6
昭26.1.1 から 昭26.9.30 まで	4.1
昭26.10.1 から 昭27.10.31 まで	3.4
昭27.11.1 から 昭28.12.31 まで	2.7
昭29.1.1 から 昭29.6.30 まで	2.4

別表

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。